

検査実施料に関するお知らせ

(管理番号:25-0100)
2025年08月 C

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

この度、令和7年7月31日付け厚生労働省保険局医療課長の通知「保医発0731第2号」により、測定項目に検査実施料の新設がされましたので、下記の通りご案内いたします。

謹白

記

■ 新規保険収載

測定項目	エムポックスウイルス核酸検出
保険点数	700点
検体検査判断料	微生物学的検査判断料(150点)
診療報酬点数表区分	「D023」微生物核酸同定・定量検査「19」
留意事項	(40) エムポックスウイルス核酸検出は、エムポックスウイルス感染が疑われる患者に対して、エムポックスウイルス感染の診断を目的として、皮膚病変、粘膜病変又は咽頭の拭い液を検体として、PCR法により実施した場合に、本区分の「19」のSARS-CoV-2核酸検出の所定点数を準用し、1回に限り算定する。

■ 適用日

2025(R7)年 8月 1日(金) から適用